

# 補助金に関する基本方針

## 1 策定の趣旨

市では、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応する一つの手段として、市民やNPO、住民組織などへの補助金の交付を通じて、様々な主体による公益活動を支援してきた。その一方、補助制度を創設し交付を開始すると、引き続き公益上必要であるとの判断の下、交付が長期化・固定化している実態がある。

補助金の交付に関する手続きについては、「上越市補助金等交付規則（昭和46年上越市規則第56号）」において規定するとともに、「補助金・交付金等の適正な事務処理要領（平成21年7月）」を定めるほか、各補助制度の要綱、要領等を整備し、適正な補助金の交付を行ってきた。

補助金は、反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源は主に市民の税金で賄われていることから、交付の目的、根拠・基準及び効果・成果について、明確な説明責任が求められる。

平成27年度を初年度とする第5次行政改革大綱及び同推進計画では、「補助金・交付金の見直し」を取組の一つに位置づけ、補助金の公益性、有効性、公平性・公正性、適格性等を確保することとした。補助金の交付を通じて、地域や公共の課題解決に向けた自発的な取組を促し、各種まちづくり活動を担う人材を育成するという観点も踏まえ、補助金の統一かつ基本的な考え方や見直しの基準を整理し、本基本方針を定めるものとする。

## 2 補助金の種別

補助金は、主にその交付を通じて市民等による主体的な公益活動の高まりを促すことを意図するものだが、交付の形態は様々である。補助の対象とする経費の内容及び市の裁量の有無から、補助金の種別を次のとおり整理する。

### (1) 補助対象経費の内容に応じた種別

#### ① 事業費補助金

- ・ 補助対象団体等が主体となって実施する事業に対する補助金

#### ② 団体運営費補助金

- ・ 専ら補助対象団体の運営費に充てられる補助金

#### ③ その他の補助金

- ・ 上記以外（個人への奨励金や助成金など）

## (2) 市の裁量の有無による種別

### ① 義務的補助金

- ・ 国・県等が創設する補助制度上、市が協調して一定の割合ないし額を交付することが規定されている補助金
- ・ 補助対象団体等との協定等に基づき、将来の一定期間にわたり定額の交付を約している補助金

### ② 政策的補助金

- ・ 市が独自に創設する補助金
- ・ 国・県等の補助制度の効果を高めるため、市の裁量で付け足しする補助金（いわゆる「上乘せ・横出し」補助金）

## 3 補助金の基本原則

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 で「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、補助行為自体が例外である。

この本旨を踏まえ、次のとおり補助金に関する基本原則を定める。なお、既存の補助金については、本基本原則を踏まえて根拠や効果、内容等の点検を行い、不適当なものは、補助対象団体等や市民に対する説明責任に十分留意した上で、廃止・縮小するものとする。

### ① 公益性

- ・ 市が推進・奨励すべき事業と合致し、市政の推進に寄与する内容であること。
- ・ 市民全体又は地域社会の利益に直接又は間接的につながっていること。
- ・ 行政の補完的役割を担うものであること、又は補助することにより市が意図する目的の達成に資するものであること。

### ② 有効性

- ・ 現下の社会経済情勢に合致しており、必要性や効果が喪失していないこと、又は未だ補助目的の達成に至っていないこと。
- ・ 補助金を交付することが、行政手法として最も有効であること。また、補助対象の事業や取組が目指す効果を超える効果が見込まれる代替事業や類似事業が無いこと。
- ・ 補助目的や公益性の確保等の効果に対して、妥当な補助金額や補助率であり費用対効果が高いと認められること。

### ③ 公平性・公正性

- ・ 特定の個人や団体に限定せず、広く参加や申請の機会が与えられていること。また、特定している場合は、その他の団体や市民との間で公平性が保たれていること。
- ・ 補助金交付団体等の決定は、適正かつ公平な審査を行っていること。
- ・ 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況、所得要件等による制限を設けていること。

### ④ 適格性

- ・ 補助金交付規則、交付要綱等に基づく適正な運用、事務処理が行われていること。
- ・ 補助対象団体の事業活動の内容が、団体の目的と合致していること。
- ・ 補助対象の事業及び経費が、補助対象外のものと明確に区分されていること。

## 4 補助金の見直しの基準

基本原則を踏まえつつ、次の基準等により補助金の見直しを行うものとする。

### (1) 要綱、要領等の整備

- ・ 補助の目的や効果、対象事業、補助金額の算出方法、交付手続などを明確化し、透明性を確保するため、要綱、要領等（以下、「交付要綱等」という。）を整備すること。

### (2) 終期の設定

既存・新規の別なく、以下により終期を設定すること。

- ・ 国・県等の補助制度を受けて交付する補助金については、国・県等の補助制度の終了時を終期とする。
- ・ 法令、協定や協議に基づく補助金については、当該法令、協定や協議に定める期間を終期とする。
- ・ 特定財源の活用を前提として創設した補助金については、特定財源の終了時を終期とする。
- ・ 市の施策の奨励や誘導を目的とする補助金については、目的に対し一定の効果が認められる時点をあらかじめ予測して終期とする。
- ・ 上記以外は、終期を4年以内（既存の補助金は平成30年度末以前）とし、以降、4年をもってゼロベースで見直しを行うものとする。

### (3) 手法の見直し

- ・ 目的が類似する補助金や補助対象団体等が同一であるものについては、費用対効果を勘案した上で、整理統合すること。
- ・ 市の関与が大きく、実質的に市が主体性をもって実施することがふさわしい事業に対する補助金については、委託への転換を検討すること。

### (4) 補助金の内容

#### ① 補助対象経費

- ・ 補助対象の事業を精査し、実施内容及び所要経費は、合理的かつ必要最小限（最も安価な手法）とすること。
- ・ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、慰労的な研修費及び社会通念上、公金での支出が適切ではない経費は、補助対象外とすること。

#### ② 補助率

- ・ 補助率は、補助対象事業が補助対象団体等による主体的な事業であって市はこれを支援する補助金の本旨から、2分の1以下とすること。
- ・ 2分の1を超える補助率とする場合は、行政が担うべき役割の度合いにより設定すること。
- ・ 他の団体等からの補助金がある場合は、補助対象事業費から当該補助額を除外した上で、補助率を2分の1以下とすること。
- ・ 国・県等で定める補助基本額を超える上乗せ補助は、実施しないこと。

#### ③ 自主財源

- ・ 補助対象団体等に対し、団体構成員からの会費徴収や協賛金の獲得など、実施主体として自立することに向けた自主財源の確保を促すこと。

#### ④ 団体運営費補助金

- ・ 補助対象経費について、団体運営費と事業費を明確に区分すること。
- ・ 団体運営費補助金の本来の趣旨は、初期の段階において運営基盤がぜい弱である場合において、自立できるまでの一定期間を支援するものであることから、団体の自立促進を図るために必要な団体運営費の補助金の段階的な縮減措置を検討すること。併せて、事業費補助金への移行を検討すること。

#### ⑤ 補助金により取得した備品・財産の処分

- ・ 補助金により取得した備品・財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数(又は当該耐用年数の範囲内で定める期間)を勘案し、交付要綱等において、処分制限期間等の要件を規定すること。

## (5) 補助金の運用

### ① 審査の徹底

- ・ 交付要綱等に則り、交付申請と実績報告の段階において、補助対象事業の実態を把握の上、十分な審査を行うこと。
- ・ 補助対象団体等に対し、公表を前提にした書類の整備や的確な会計及び事務の処理を求めること。また、事業完了後、速やかに実績報告書を提出するよう促すこと。
- ・ 補助の目的や目標の達成状況等の効果を検証するため、実施した事業の具体的内容や経費の使途、計画に比べどのような成果があったのかを実績報告書で十分な説明を求めること。

### ② 事務局体制

- ・ 補助金を所管する課等が、当該補助金の補助対象団体の事務局としての事務を兼務している場合は、当該団体の事業内容等を踏まえ、自律的な運営の促進に努めるとともに、不適切な事務処理を未然に防ぐ視点から、早期に兼務体制の解消を図ること。
- ・ やむを得ず、所管課等が事務局となる場合は、事務局の事務を行う者と、補助対象事業の検収を行う者を同一人とししないこと。

### ③ 概算払い

- ・ 概算払いは支出の特例であることから、必要性を十分に検討の上、交付要綱等に規定すること。
- ・ 補助金の支出は、補助事業の完了をもって行うものであるが、交付先団体等の資金状況により、事業着手時又は事業完了前に資金が必要な場合は、交付申請時に資金計画書の提出を求め、内容を審査した上で必要最小限の概算払いを行うこと。

### ④ 繰越金・剰余金による補助金の取扱い

- ・ 事業費補助金について、補助対象事業の決算における繰越金や剰余金が見込まれる場合は、清算を求めること。やむを得ず繰越金等が生じる場合は、市の補助額や補助対象団体の自主財源を勘案の上、補助対象事業を継続して実施する場合に必要な準備経費など必要最小限とすること。
- ・ 団体運営費補助金について、当該団体の決算時の剰余金が累積し、市からの補助金の交付がなくても団体運営が可能と判断される場合は、翌年度以降の補助金の交付を休止すること。

### ⑤ 補助金の交付状況の公表

- ・ 補助金の交付に関し、市民に対する明確な説明責任を果たすとともに、透明性を確保するため、交付要綱等のほか、個人情報に関するもの以外は、補助金の名称、補助内容、補助額、交付先等の交付状況を公表すること。